

障がい福祉のしおり



木更津市福祉部障がい福祉課

令和8年9月1日版

障がい支援係 ☎ 0438 (23) 8497

基幹相談支援係 ☎ 0438 (23) 8499

障がい給付係 ☎ 0438 (23) 8513

FAX 0438 (25) 1213

E-mail shoufuku@city.kisarazu.lg.jp

マイナンバー制度

次の手続きでは、対象の方のマイナンバー（個人番号）が必要になります。

身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）
障害福祉サービス（補装具含む）、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当

ご来庁の際はマイナンバー（個人番号）カードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証、障害者手帳など）をご持参ください。

* 手続きによっては対象者のご家族等のマイナンバー（個人番号）が必要となる場合がありますのでご注意ください。

* 代理の方が申請等をされる場合は原則として委任状が必要となります。

代理の方ご自身の本人確認もいたしますので、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

目 次

1. 相談の窓口	1
2. 手帳について	3
3. 手当・年金について	4
4. 医療について	6
5. 用具類の給付など	7
6. 税制上の特別措置	8
7. 運賃割引など	9
8. 社会参加のために	12
9. 自立支援給付・障害児通所給付 地域生活支援事業について	14
10. 生活福祉資金等の貸付	17
11. 施設・訓練校	17
12. スポーツなど	18
13. 市内の障がい者団体	18



福祉サービスは、自動的に受けられるのではなく、原則として担当窓口での申請が必要です。手帳を受け取ったら、等級を確認し、どのようなサービスが受けられるのかを確かめて、希望する福祉サービスの申請をしてください。

1 相談の窓口

障がい(児)者の方に関する各種相談の窓口として、次のような機関があります。

窓 口	相 談 内 容	所 在 地 等
障がい福祉課	障がいのある方に関するいろいろな相談に応じるとともに、申請の受付や利用の相談等を行います。 また、関係機関と連絡をとって、各種福祉制度利用のための窓口となります。 ○聴覚障害者相談員：手話や筆談などでコミュニケーションをとりながら、聴覚障害児者やご家族、または雇用主などからの相談に応じ問題などを把握し対処していきます。 受付時間は午前 9 時～午後 4 時。木曜日は休みです。 ○障害福祉相談員：精神障害者が抱えている問題などに対する相談に応じ、専門的所見から助言を行なっています。 不規則な為、電話予約要。 ○基幹相談支援センター：障がいのある人やご家族の総合相談窓口として、精神保健福祉士や保健師等専門職が、さまざまな相談に応じ支援機関へつなぎます。平日のみ。	木更津市朝日 3-8-1 ☎ 0438-23-8497 ☎ 0438-23-8499 ☎ 0438-23-8513 FAX 0438-25-1213 (土日祝・年末年始を除く)
こども発達支援課	発達に課題のある18歳までの児童の相談に発達相談員等の専門職が応じるとともに、児童発達支援事業の利用申請や相談等を行います。	木更津市朝日 3-8-1 ☎ 0438-23-7244 (土日祝・年末年始を除く)
君津児童相談所	児童のあらゆる問題について相談に応じ、必要な調査及び医学的、心理学的、社会的判定を行い、適切な指導と措置を行います。	君津市中野 4-18-9 ☎ 0439-55-3100
千葉県中央障害者相談センター	18歳以上の心身障がいのある方の更生援護を図るため、身体障害者手帳・療育手帳、施設入所、その他の相談に応じるとともに、専門的立場から医学的、心理学的及び職能学的判定と、更生援護を図るための相談や指導を行います。	千葉市緑区誉田町 1-45-2 (千葉リハビリテーションセンター内) ☎ 043-291-6873
ハローワーク木更津(職安)	職業を探している方に、その能力に適した職業を紹介します。また、心身障がいのある方の職業紹介については、専門の担当者が相談を受けます。	木更津市富士見 1-2-1 スパークルシティ木更津5 階 ☎ 0438-25-8609
千葉障害者職業センター	心身障がいのある方の就職に関する相談、職業に関する能力の判定、事業所に対する受け入れ指導などを行います。	千葉市美浜区幸町 1-1-3 ☎ 043-204-2028

	障がいのある方に関する一般相談及びサービス利用に関する相談を行います。 (市から委託しています。)	
木更津市指定 相談支援事業所	○木更津市指定相談支援事業所・ほっと 木更津市井尻 942 ☎0438-97-8556 FAX 0438-97-8566 ○相談支援事業所 はちどり 木更津市下郡 2275-1(上総喜望の郷内)☎0438-53-8849 FAX 0438-53-5883 ○木更津市指定相談支援事業所 ひつじぐも 木更津市真里谷 2374-1(のぞみ牧場学園内)☎0438-53-5222 FAX 0438-53-5223 ○相談支援センター 晴 袖ヶ浦市上泉 1767-21 ☎0438-97-5118 FAX 0438-75-7445 ○すまいるリハ相談支援事業所 木更津市真舟 5-24-7 ☎0438-97-7844 FAX 0438-97-7842	
君津ふくしネット	福祉全般(障がい・高齢・児童)の相談窓口 富津市青木 2-16-14 ☎0439-27-1482 FAX0439-88-1481 24 時間対応 年中無休	
ケアセンター さつき	精神に不安のある方の生活相談、日中活動支援を行っています。 袖ヶ浦市長浦駅前 4-2-1 ☎0438-60-1501 FAX0438-60-1502 開設時間は、9時～17時30分です。 休みは、日曜、祝日です。	
障害者就業・生活 支援センター エール	障がいのある方に就業に向けての相談や援助、日常・社会生活の支援をしています。 木更津市中央 1-16-1 サンライズ中央 ☎0438-42-1201 FAX0438-25-5250 開設時間は、9 時～17 時 休みは、土・日・祝日です。	
障害者相談員	心身障がいのある方の更生相談に応じ、必要な助言をしたり、関係機関と連携を図って障がい者福祉の増進に努めております。 市内では、次の方々が委嘱されています。	
	〈身体障害者相談員〉 ※連絡先等については、障がい福祉課までお問合せください。	
	〈知的障害者相談員〉 ※連絡先等については、障がい福祉課までお問合せください。	
民 生 委 員 児 童 委 員	心身障がいのある方の自立更生を援助、指導するとともに、関係機関と連携をとり、障がい者福祉の増進に努めています。 (地区ごとに担当がいます。)	木更津市社会福祉協議会 ☎0438-25-2089
障害者虐待 防止センター	「障害者虐待防止法」(平成 24 年 10 月 1 日施行)に基づき、障害者虐待防止センターを開設しています。 通報を受けた際には、関係機関と連携し、虐待を受けている障がい者だけでなく、虐待してしまう家族等が抱える問題の早期解決に向けて支援します。	
	(平日昼間) ・福祉部障がい福祉課 ・受付日:月曜日～金曜日 (土日祝・年末年始を除く) ・電話:0438-23-8499 ・FAX:0438-25-1213	(休日・夜間 24 時間対応) ・社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 ・電話:0439-27-1482 ・FAX: 0439-27-1481

2 手帳について

障がい福祉課で取り扱う手帳は次の3種類あります。

お問い合わせの際は、どの手帳をお持ちかお伝えいただくと、ご案内がスムーズです。

区 分	内 容
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、直腸・膀胱機能または小腸機能、免疫機能等に永続する障がいがある方で、身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に県から交付され、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。所定の診断書など必要な書類は、障がい福祉課で配布しますので、お問い合わせください。 (問合せ先:障がい福祉課 ☎0438-23-8497)
療 育 手 帳	児童相談所(18歳未満)または障害者相談センター(18歳以上)において知的障害者と判定された方に対し、県から交付されます。 知的障害者に対して一貫した相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために必要な手帳です。 手帳の交付を受けるためには、まず障がい福祉課にて判定の申請をしてください。 (問合せ先:障がい福祉課 ☎0438-23-8497)
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	一定の精神障がいの状態にある方であって、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に県から交付され、様々な福祉的な配慮や支援が受けられます。 申請のための必要書類については、障がい福祉課にお問合せください。有効期限は2年で、更新手続きが必要です。申請は、病院に初めてかかった日(初診)から6ヶ月以上経過した日より可能となります。 (問合せ先:障がい福祉課 ☎0438-23-8497)
忘 れ ず に 手 続 き を	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、次の事項に該当した場合は、すみやかに障がい福祉課で手続きをしてください。 ○ 障がいの程度が変わったとき ○ 障がいが新たに生じたとき ○ 住所を変更したとき ○ 氏名が変わったとき ○ 手帳を紛失・破損したとき ○ 障がい者本人が亡くなったとき

3 手当・年金について

手当・年金には、次のような種類があります。なお、所得制限等の支給制限がある場合がありますので、詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

種 類	内 容	問合せ先
□児童扶養手当 (国手当)	父または母が重度(国民年金の障害等級の1級程度)の障がいにある児童で、その児童を監護している父、母または養育者に支給されます。 ※所得制限その他要件あり	こども政策課 ☎0438-23-7243
□特別児童扶養 手当(国手当)	20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳㉠～Bの1程度または同程度の精神障がいをもつ児童)を家庭で養育している方に支給します。 ※施設入所者、年金受給者を除く ※所得制限等あり	障がい福祉課 ☎0438-23-8513
□障害児福祉手当 (国手当)	日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある、20歳未満の重度心身障がい児(身体障害者手帳1級程度、療育手帳㉠程度または同程度の精神障がいをもつ児童)の方に支給します。 ※施設入所者を除く ※所得制限等あり	
□心身障害児童 福 祉 手 当 (市手当)	20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級または療育手帳㉠～Bの1)を監護している方に支給します。 ※障害児福祉手当を受給している方を除く	
□重度心身障害者 福 祉 手 当 (県手当)	20歳以上の在宅者で、療育手帳㉠～Aの2の該当者または寝たきりの身体障害者で常時介護を要する方と同居し、かつ介護している方に支給します。 ※65歳以上、施設入所者、特別障害者手当受給者及び介護保険給付対象者を除く ※所得制限等あり	
□特別障害者手当 (国手当)	20歳以上で日常生活に常時特別の介護を必要とする、在宅の重度心身障がい者の方に支給します。(身体障害者手帳1・2級程度の障がい重複している方、療育手帳㉠の1程度の方または同程度の重度精神障がい者の方) ※施設入所者及び病院に入院中の者を除く ※所得制限等あり	
□心 身 障 害 者 扶 養 年 金 (県制度)	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(障がいの程度による)の所持者等を扶養している65歳未満の方が、生存中に毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害児者に終身一定の年金を給付します。	

種 類	内 容	問 合 せ 先
□障害基礎年金 (国制度)	国民年金に加入している間に病気やけがで障がい者になり、その程度が国民年金障害等級の1級または2級の状態、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。 また、65歳未満で年金を受給していない方、20歳前(国民年金に加入する前)の病気やけがで障がい者になった場合も、障害基礎年金が支給されます。	保 険 年 金 課 ☎0438-23-7059
□障害年金 (国制度)	厚生年金、共済年金等の加入中に障がいを受けた方に支給されます。	年金事務所 ☎0438-23-7616
□難病患者療養 見舞金(市)	千葉県知事から特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等受給者証の交付を受けている方に対して、その特定疾病により月に20日以上入院した場合、見舞金を支給します。 (あらかじめ登録が必要。登録の翌月分から支給対象。) 受給者証の発行等は君津健康福祉センター(君津保健所)でのお手続きとなります。 君津健康福祉センター(君津保健所) 地域保健課 ☎0438-22-3744	障がい福祉課 ☎0438-23-8513



4 医療について



種 類	内 容	問合せ先
□自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の身体に障がいのある児童が、指定支援医療機関で障がいを取り除いたり、軽くしたりする治療を受ける場合、医療費の一部を公費負担します。 ○ 対象となる障がいは細かく定められています。 ○ 世帯の課税状況により一部自己負担金があり、金額も定められています。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497
□自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳を所持する方が、指定医療機関において、障がいを取り除いたり軽くしたりする治療を受ける場合、医療費の一部を公費負担します。 ○ 腎臓移植、人工透析、心臓手術、肢体の整形手術などが対象になりますが、千葉県中央障害者相談センターの判定が必要となります。 ○ 世帯の課税状況により一部自己負担金があり、金額も定められています。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497
□重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの2以上、精神障害者保健福祉手帳1級(令和2年8月より)、身体障害者手帳3級及び療育手帳Bの1を重複してお持ちの方のうち、申請して医療費受給資格の認定を受けた方が対象となります。 認定者には、重度心身障害者医療費受給券を交付し、資格取得日以降の医療費(保険診療分)について助成します。 ※介護保険適用分、第三者行為、公務災害、その他保険給付などを受けた分の医療費は対象となりません。 ※所得制限等有り ※子ども医療費助成対象の方、生活保護受給世帯の方、平成27年8月1日以降に上記の手帳を取得した65歳以上の方は本制度の助成対象となりません。	障がい福祉課 ☎0438-23-8513
□自立支援医療 (精神通院)	精神疾患で外来通院をされている方を対象に指定された医療機関・薬局等での医療費自己負担が1割になります。更に、課税額に応じて1か月あたりの自己負担の上限額が設けられ、一定額を超える場合は、自己負担がかかりません。 申請には、指定の診断書が必要です。対象者には受給者証が交付されます。有効期限は1年で、更新手続きが必要です。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497
□精神障害者医療 費助成制度	木更津市に1年以上在住し、精神疾患の治療のために精神科または心療内科に入院・通院している方を対象に医療費のうち自己負担額(保険診療分)を助成します。 ※介護保険適用分、第三者行為、公務災害、その他保険給付などを受けた分の医療費は対象となりません。 ※通院の場合は自立支援医療(精神通院)の併用が必須です。 ※所得制限等有り	障がい福祉課 ☎0438-23-8513
□後期高齢者医療 制度	75歳の誕生日当日から加入します。65歳から74歳までの方についても、下記手帳をお持ちの方、または同等の障がいがあると申請によって認められる方は加入の対象となります。 ○身体障害者手帳1～3級及び4級の一部(音声、言語、下肢1・3・4号)○療育手帳A以上 ○精神障害者保健福祉手帳1・2級 ※有効期限(再判定)のある方は更新手続きが必要です。	保険年金課 ☎0438-23-7024

5 用具類の給付など

現物給付の制度です。用具類の購入・修理の前に障がい福祉課へご相談ください。

種 類	内 容	問合せ先
□補 装 具 の 交 付 ・ 修 理	身体障害者手帳を所持する方および難病患者等の障がい内容に応じて、次のような補装具の交付・修理が受けられます。 ○ 補装具の種類 義肢・装具・盲人安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車いす・歩行器・歩行補助つえの一部・重度障害者用意思伝達装置・その他厚生労働大臣が定める補装具 ○ 18歳以上の方は、千葉県中央障害者相談センターの判定が必要になる場合があります。原則として、千葉県中央障害者相談センターにおいて面接判定となりますが、月に一度君津地域への出張判定もあります。 ※持参するもの…身体障害者手帳等 ○ 18歳未満の方は、身体障害者福祉法第15条の指定医師の意見書が必要です。 また、場合によっては、判定が必要となります。 ○ 介護保険対象者の方は、要介護認定の有無にかかわらず、介護保険サービスが優先される品目があります。 ※一部定率の自己負担金があります。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497
□日常生活用具 の給付・貸与	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方および難病患者等の障がい内容に応じて、次のような用具の給付・貸与が受けられます。 ○ 給付種目 特殊マット・特殊寝台・便器・入浴補助用具・盲人用時計・点字タイプライター・点字器・聴覚障害者用屋内信号装置・電磁調理器・火災警報器・自動消火器・頭部保護帽・歩行補助つえの一部・人工喉頭・吸入器・吸引器・ストマ用装具・収尿器・紙おむつ・住宅改修費など ※種目ごとに細かく対象者が規定されていますので、対象となるかを事前に窓口までご相談ください。 ○ 介護保険給付対象者の方は、要介護認定の有無にかかわらず、介護保険サービスが優先される品目があります。 ○ 貸与…福祉電話 ※一部定率の自己負担金があります。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497
□紙おむつ給付	在宅の重度身体障害者(身体障害者手帳1級・2級)で、常時寝たきりで、失禁状態の方に給付します。 ※3歳以上65歳未満の方	障がい福祉課 ☎0438-23-8497

6 税制上の特別措置

税制上の特別措置には、次のような種類がありますが、詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

種 類	内 容	区 分	問合せ先
□所 得 税	本人、配偶者または扶養親族が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しているとき ○ 特別障害者控除 身体障害1級・2級 重度知的障害(A以上) 精神障害1級 控除額…所得税 40 万円・住民税 30 万円 ※同居の場合、障害者控除の加算あり ○ 障害者控除 身体障害3級～6級 中度、軽度知的障害 精神障害2・3級 控除額…所得税 27 万円・住民税 26 万円 ※年末調整または確定申告時に手帳提示 ※手帳交付日の属する年の所得から適用	控 除	勤務先または 木更津税務署 ☎0438-23-6161
□市 県 民 税	控除額…所得税 27 万円・住民税 26 万円 ※年末調整または確定申告時に手帳提示 ※手帳交付日の属する年の所得から適用		勤務先または 市民税課 ☎0438-23-8571
□相 続 税	相続人が障がい者であって年齢85歳未満の者	控 除	木更津税務署 ☎0438-23-6161
□自 動 車 税	障がい者本人または障がい者と生計を同一にする方が運転し、もっぱら障がい者のために利用する自動車に限り、減免の対象となります。 ただし、該当する障がい範囲が限定されていますので、あらかじめお問い合わせください。 ※営業車両は対象外 ※障がい者1人につき1台の自動車に限る。 ※生計同一証明書は障がい福祉課で交付します。	免 除 または 減 額	○普通車は、 木更津 県税事務所 ☎ 0438-25-1110 ○軽自動車は、 市民税課 ☎0438-23-8575
□事 業 税	身体障害者手帳の1・2級を所持する視覚障がいの方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営むとき	非 課 税	木更津県税事務所 ☎ 0438-25-1110
□贈 与 税	特別障害者(身体障害者手帳1・2級、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳 1 級)が贈与を受ける場合、「特別障害者扶養信託契約」に基づき財産の信託業務を営む銀行に信託したとき	評 価 額 6000 万円 まで 非 課 税	木更津税務署 ☎0438-23-6161
□小 額 貯 蓄 小 額 公 債 (マル優)	○身体障害者手帳所持者 ○療育手帳所持者 ○精神障害者保健福祉手帳所持者 ○福祉手当受給者 ○特別障害者手当受給者 ○障害年金受給者 ○障害児福祉手当受給者 ○児童扶養手当受給者	元本または 額面 各 350 万円 までの利子 非 課 税	各金融機関等

7 運賃割引など

障害者手帳を所持する方が、次の方法で利用されるとき割引になります。

種 類	内 容	区 分	問合せ先等
□JR(鉄道)の運賃割引	次の場合に旅客運賃の割引が受けられます。 <第1種> ① 1人で、片道100kmを超える区間を利用するとき ② 介護者と利用するとき（区間制限はありませんが、割引は本人及び介護者1人） <第2種> 片道100kmを超える区間を利用するとき、本人のみ割引 ※定期券購入の場合は、最寄の駅にお問合せください。 ※私鉄を利用する場合は、利用する鉄道会社にお問合せください。 <u>※令和7年4月1日から、精神障害者保険福祉手帳を所持する方も割引が受けられます。</u> <u>(第1種:障害等級1級、第2種:障害等級2級及び3級)</u>	50%割引	「みどりの窓口」で、手帳を提示し乗車券を購入
□路線バスの運賃割引 (県内路線バスのみ)	次のとおりバス料金の割引が受けられます。 <第1種> 本人及び介護者 <第2種> 本人のみ ※精神障害者保健福祉手帳所持者は本人のみ割引。 ※定期券購入の場合、会社によっては障がい福祉課の証明が必要な場合があります。あらかじめ利用するバス会社に確認してください。 ※他県の路線バスを利用する場合は、利用するバス会社にお問合せください。	50%割引 (定期券は30%割引)	利用の際に手帳を提示
□高速バスの運賃割引	バス会社ごとに異なりますので、利用するバス会社にお問合せください。	割引率は会社により異なる	
□航空運賃割引 (国内線のみ)	障害者手帳を所持する満12歳以上の方が利用する場合に割引が受けられます。 季節料金等がありますので、あらかじめ利用する航空会社に確認してください。	割引率は会社により異なる	各航空会社
□タクシー料金の割引	身体障害者手帳または療育手帳を所持する方が利用するとき ※利用の際に手帳を提示 <u>※一部のタクシー会社では、精神障害者保健福祉手帳を所持する方も割引を受けられます。利用の際は、あらかじめ利用するタクシー会社に確認してください。</u>	10%割引	各タクシー会社
□福祉タクシー券による割引	身体障害者手帳1・2級、または療育手帳㉠～Aの2を所持する方で、市から福祉タクシー券の交付を受けている方 ※利用する際、タクシー料金割引制度との併用が可能です。 ※タクシー券交付枚数 月3枚(腎臓機能障害1級の方は月6枚)	1枚あたり500円割引	障がい福祉課 ☎0438-23-8513

種 類	内 容	区 分	問合せ先等
□有料道路通行 料金の割引	通勤・通学・通院等の日常生活において、有料道路を利用される場合に割引が受けられます、 割引登録申請時に、登録された自動車の他、登録されていない自動車でも割引が受けられます。 ただし、登録をされていない自動車はETC無線通行（ノンストップ走行）では割引の適用を受けることができません。 ○対象の範囲 <第1種>身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が同乗している場合に適用。 <第2種>身体障害者手帳をお持ちの方で、障がい者本人が運転する場合に適用。 ※精神障害者保健福祉手帳・第2種の療育手帳は割引制度の対象外です。 ○利用・登録の方法 ・料金所で手帳を提示して利用する場合（登録のない車両）①②③の書類が必要 ・事前に登録をした車載器とETCカードの組み合わせでノンストップ走行する場合（登録のある車両）①②③④⑤の書類が必要 ○提出書類(新規・変更・更新) ①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証(原本 ※車両の登録を行う場合に限る) ③運転免許証(第2種の場合) ④ETC カード(20 歳以上は本人名義のもの) ⑤ETC 車載器セットアップ申込書または証明書 ※割引有効期限があります。期限をすぎると割引が適用されませんのでご注意ください。 ○お手続きについて ETC利用申請をされる方に限り、市役所に来庁されなくてもインターネットを利用してオンライン(電子)申請をすることができます。 (登録された車両のみ割引の対象となります。) 申請の際、マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要です。 詳しくは東日本高速道路株式会社のホームページをご覧ください。	50%割引	【手 続 き】 障がい福祉課 ☎0438-23-8513 【問合せ】 有料道路 ETC 割引登録係 ☎045-477-1233 ※対象自動車については要件がありますので、有料道路 ETC 割引登録係へお問い合わせください。 市役所ではオンライン申請による受付等は行っておりませんのでご注意ください。

種 類	内 容	区 分	問合せ先等
□N H K 放送受信料 の 減 免 (衛星放送を含む)	障がいをお持ちの方が契約者で、かつ世帯主であるとき ○身体障害者手帳(視覚障害または聴覚障害)をお持ちの方 ○身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ○精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ○児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方 ○療育手帳(A)、Aの1またはAの2をお持ちの方 ※ 障がい福祉課で証明書を交付します	半額免除	【手 続 き】 障がい福祉課 ☎0438-23-8513 【問 合 せ】 N H K 千 葉 放送局営業部 ☎043-203-0700
	障がいの程度に関係なく、「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」が世帯の構成員にいて、世帯全員が市町村民税の非課税である方 ※ 障がい福祉課で証明書を交付します。	全額免除	
□電話番号案内 料金の免除 (ふれあい案内)	身体障害者手帳(視覚1級～6級、上肢または体幹1級・2級)の方 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	免 除	NTT東日本 ☎0120-104-174
□携 帯 電 話 基本使用料金 等 の 割 引	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持し、NTTドコモ、au、ソフトバンクなど、いずれかの携帯電話サービスを契約している方	割 引 率 は 会社により 異なる	各携帯電話 取扱店

8 社会参加のために

種 類	内 容	問合せ先
□自動車改造費の助成	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢または体幹機能障害(2級以上)の方で、自動車を所持し、かつ運転免許を有し当該自動車を運転する場合 ※所得制限等有り	障がい福祉課 ☎ 0438-23-8497
□自動車運転免許取得費の助成	身体障害者手帳1～4級、または療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者で、就労等社会活動への参加を目的として、自動車運転免許を当該年度に取得した場合、その取得費用10万円を限度に助成します。	
□手話通訳者要約筆記者の派遣	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣サービスが受けられます。	千葉聴覚障害者センター ☎ 043-308-6372 FAX043-308-6400
□各種社会参加促進事業	点訳奉仕員養成、朗読奉仕員養成、盲婦人家庭生活訓練、盲青年社会教室、盲導犬育成及び給付、中途失明者緊急生活訓練、手話奉仕員養成、音声機能障害者発声訓練、ろうあ者日曜教室、身体障害者生活行動訓練、社会通信教育受講促進、身体障害者結婚相談事業	県や各種障がい者福祉団体等が行っています。
□図書の貸出	視覚障がいのある方に、点字図書やテープ図書の貸し出しを行います。	図 書 館 ☎ 0438-22-3190
□身体障害者結婚記念品の贈呈	身体障害者手帳を所持する方同士、またはいずれか一方が身体障害者手帳(1・2級)を所持する方が結婚した場合、記念品が贈呈されます。	千 葉 県 身体障害者 福 祉 協 会 ☎ 043-245-1746
□駐車禁止規制の適用除外	木更津警察署交通課へご相談ください。	木更津警察署 ☎ 0438-22-0110
□障害者マーク	肢体不自由による限定免許保有者は、表示して運転するように努めてください。(木更津交通安全協会にて販売)	木更津警察署内 ☎ 0438-22-3074
□車椅子マーク	日本障害者リハビリテーション協会へ直接お申し込みください。(カーショップ等でも販売しています。)	☎ 03-5273-0601
□ちば障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)	車いすマーク等の表示がある障害者等用駐車区画の適正利用の促進を図るため、歩行が困難な対象者に利用証を交付することで、駐車区画を優先的に利用できる方を明確にします。 対象となる方は、以下のとおりです。 【身体障がい者】視覚障がい4級以上、聴覚障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢2級以上、下肢6級以上、体幹5級以上、脳原性運動機能障がい(上肢2級以上、移動6級以上)、内部障がい(免疫機能障がいを含む)4級以上 【知的障がい者】Aの2以上 【精神障がい者】1級	障がい福祉課 ☎0438-23-8513 または 千葉県健康福祉指導課 ☎043-223-2615
□郵便投票	身体障害者手帳を所持する方のうち、両下肢、体幹、移動機能障害で1級・2級の方、または心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能障害で1級～3級の方は、各選挙を郵便により投票できます。 対象者のうち、上肢、視覚障害1級の方は郵便投票で代理記載制度も利用できます。	木更津市選挙 管 理 委 員 会 ☎ 0438-23-8476

種 類	内 容	問合せ先
□福祉カー貸出	市内在住の歩行の困難な障がい者等が外出する場合、電動ウィンチにより車椅子のまま乗れるワゴン車を貸し出します。 ※ 貸付期間は原則3日以内。 ※ 運転手やガソリン代は自己負担です。	障がい福祉課 ☎ 0438-23-8513
□車椅子の貸出	必要に応じて障がいのある方に車椅子を貸し出します。 ※ 介護保険サービスで対応できない方のみ対象	木更津市社会福祉協議会 ☎ 0438-25-2089
□広報CDの貸出	重度の視覚障がいの方を対象として、市広報紙を録音したCDを月1回発行し、希望者に貸し出します。	障がい福祉課 ☎ 0438-23-8497 シティプロモーション課 ☎ 0438-23-7460
□聴覚及び音声言語障害者専用緊急通報	<110番通報> FAX 0120-110-294 メール http://chiba110.jp (千葉県警察) <119番通報> FAX 22-0399(木更津市消防署)	障がい福祉課 ☎ 0438-23-8497 FAX0438-25-1213
	<救急医療情報キット> 聴覚障害者の方に、救急医療情報キット(救急隊員に障がいを伝える用紙やステッカー等)を配布いたします。 ※在庫限りで配布終了となります。	

9 自立支援給付・障害児通所給付・地域生活支援事業について

利用したい障害福祉サービスを自ら選び、市の決定を受けて事業者や施設と利用契約を結び、定率の自己負担額を支払って利用します。

種 類		内 容	問合せ先
介護給付	☐ 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で身体介護、家事援助、通院の付き添いや乗降介助などのため、ヘルパーの派遣が受けられます。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497 または ☎0438-23-8499
	☐ 重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする方は、自宅で身体介護、家事援助、付添い同行などのため、ヘルパーの派遣が受けられます。	
	☐ 行動援護	精神障害・知的障害児者で、行動上著しく困難がある方は、付添い同行のため、ヘルパーの派遣が受けられます。	
	☐ 重度障害者等 包括支援	介護の必要性が高い方は、ホームヘルプサービスなどの複数のサービスが受けられます。	
	☐ 短期入所 (ショートステイ)	短期間、施設に入所し、食事、入浴、排せつなどの必要な介護が受けられます。	
	☐ 療養介護	常に医療と介護が必要な方は、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護などが受けられます。	
	☐ 生活介護	常に介護を必要とする方は、施設に入所し、日中に、入浴、排せつ、食事の提供などの介護が受けられ、創作活動や生産活動などの機会を提供されます。	
	☐ 施設入所支援	常に介護を必要とする方は、施設に入所し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の提供などの介護が受けられます。	
訓練等給付	☐ 同行援護	視覚障害者が社会参加など、外出の付添い同行のため、ヘルパーの派遣が受けられます。	
	☐ 自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が受けられます。	
	☐ 就労移行支援	就労を希望する方は、一定期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練が受けられます。	
	☐ 就労継続支援	就労が困難な方は、働く場の提供と、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練が受けられます。(A型の雇用型とB型の非雇用型があります。)	
	☐ 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活をする場合、住居の提供が受けられます。また、必要に応じて、身体に関する介助や日常生活上の援助などが受けられます。	

種 類		内 容	問合せ先
地 域 生 活 支 援 事 業	☐ 移動支援	社会参加など、外出の付添い同行のため、ヘルパーの派遣が受けられます。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497 または ☎0438-23-8499
	☐ 地域活動支援センター	通所により、障がい者の相談や生活指導、創作活動や生産活動、社会交流の機会が提供されます。	
	☐ 日中一時支援	日中、施設に入所し、食事、排せつなどの必要な介護が受けられます。	
	☐ 訪問入浴サービス	在宅の重度身体障がいの方に週2回を限度に、訪問入浴サービスを行います。 ※介護保険サービスで対応できない方のみ対象	
	☐ 一般相談支援	障がいのある方に関する一般相談及びサービス利用に関する相談を行います。(市が委託している事業者は1ページ目に記載しております。)	
相 談 支 援 事 業	☐ 地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障害者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。(地域相談支援)	障がい福祉課 ☎0438-23-8497 または ☎0438-23-8499
	☐ 地域定着支援	居宅において单身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。(地域相談支援)	
	☐ 計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、市が指定した特定相談支援事業者の相談支援専門員により提供して欲しいサービスや障害福祉サービスの提供方法等についてケアマネジメントを行い、自立のための支援を行います。(特定相談支援)	
障 害 児 通 所 支 援 事 業	☐ 児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活に適應するための訓練等を行います。	こども発達支援課 ☎0438-23-7244
	☐ 医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練等を行うとともに治療を行います。	
	☐ 放課後等デイサービス	学齢期の児童を対象に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供を行います。	
	☐ 保育所等訪問支援	訪問支援員が保育園・幼稚園・小学校等を訪問し、集団生活への適應のための専門的な助言等支援を行います。	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な身体状態である児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練その他必要な支援を行います。	

種 類		内 容	問合せ先
単 独 事 業	□障害児等療育支援事業	本市に住所を有する成長発達に課題がある児童を対象に、課題軽減のため、言語・心理・運動訓練等を行います。	こども発達支援課 ☎0438-23-7244
相 談 支 援 事 業	□障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する児童について、市が指定した特定相談支援事業者の相談支援専門員によりサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。	こども発達支援課 ☎0438-23-7244

10 生活福祉資金等の貸付

資金の貸付には、次のようなものがあります。詳しくは、お問い合わせください。

種 類	内 容	問合せ先
□緊急小口資金	所得の少ない世帯に対し緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要となる少額の費用を無利子にて貸付をしています。	木更津市社会 福祉協議会 ☎0438-25-2089
□福祉資金	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯の貸付支援を行うことで、世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とします。小規模住宅改修・設備費、転宅費、障害者等福祉用具や自動車購入費、生業費、支度費、技能習得費など世帯に必要な資金の貸付をしています。	

11 施設・訓練校

種 類	内 容	問合せ先
□福祉型障害児入所施設	施設において援護することが適当と判断した障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能を受けます。	君津児童相談所 ☎0439-55-3100
□医療型障害児入所施設	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複する児童が入所し、保護されるとともに、治療及び生活の指導を受けます。	
□児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。(きみつ愛児園・のぞみ牧場学園)	こども発達支援課 ☎0438-23-7244
□知的障害者生活ホーム	独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がいの方が居住し、日常生活や社会適応に必要な援助を受けられる千葉県の承認を受けた民間の住宅です。	障がい福祉課 ☎0438-23-8497
□千葉県立身体障害者職業訓練校	日常生活に他人の介護を必要とせず、1年ないし2年間の職業訓練及び技能習得に耐えられる身体障がいの方が入校し、就業の場を得るために必要な職業訓練を受けます。(全寮制)	ハローワーク 木更津(職安) ☎0438-25-8609
□身体障害者運転能力開発訓練センター	18歳以上の身障手帳所持者が、就職のため自動車運転免許を取得しようとする場合に、一定の要件を満たすと同センターにて無料で運転教習を受けられます。(検定料など自己負担金あり。)	同左 ☎048-481-2711
□中途視覚障害者自立更生支援事業	中途視覚障害者が、地域社会において自立して生活を営めるよう、歩行訓練や日常生活動作訓練を行います。訓練は訪問または通所により行われます。費用は基本的に無料ですが、交通費などの諸経費は自己負担となります。	視覚障害者総合支援センターちば ☎043-424-2582

12 スポーツなど

次のような大会が催されており、広報きさらづなどで案内をしています。

名 称	内 容
□君津地域心身障害児者 ス ポ ー ツ 大 会	スポーツを通じて体力の維持増強、残存能力の向上を図るとともに、心身障害児者相互の交流と一般の人々の障がい者に対する正しい認識の向上を図ることを目的に開催します。
□千 葉 県 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会	13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方を対象に、「全国障害者スポーツ大会競技規則」に則った競技を行います。 また、全国障害者スポーツ大会の県予選を兼ねています。

13 市内の障害者団体

障がいのある方々が、生活の向上や親睦を図ることなどを目的として次のような会をつくり、いろいろな活動をしています。詳しくは、代表者へお問い合わせください。

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
木更津視覚障害者福祉協会	各団体への問合せ先(電話番号)等については、障がい福祉課までお問い合わせください。		
木更津市身体障害者福祉会			
木更津ろうあ協会			
オストメイト三津友会			
地域で心の病を支える家族の集まり			